

連携型特定地域医療提供機関（連携 B 水準）

1. 岐阜大学医学部附属病院

| 指定要件 | 県確認欄 |
|--|---|
| 連携 B 水準の指定要件 | |
| 医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関 | 県内外の 137 の医療機関へ医師を派遣していることを確認 <input type="radio"/> |
| 全水準共通の指定要件 | |
| 1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること | |
| (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること | 医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（4）策定プロセスにより確認 |
| (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること | |
| ア 医師の労働時間の状況 | 医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（1）労働時間数により令和 4 年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認 |
| イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 | 医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（1）労働時間数により令和 6 年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認 <input type="radio"/> |
| ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項 | 医師労働時間短縮計画 1. 労働時間と組織管理（2）労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認 |
| エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 | 医師労働時間短縮計画 2. 労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認 |
| 2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること | 評価センター評価結果通知書の評価項目番号 30、31 及び 35 にて面接指導、4 及び 25 にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認 <input type="radio"/> |
| 3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと | 労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認 <input type="radio"/> |
| 4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない | 評価センターからの評価結果通知書により確認 <input type="radio"/> |

医療勤務環境評価センターによる評価結果

【全体評価】

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。

【指摘事項・助言等】

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組が行われている。労働時間短縮に向けて、さらなる改善への取組が望まれる。

特定地域医療提供機関（B水準）

2. 岐阜県総合医療センター

| 指定要件 | 県確認欄 | |
|--|--|---|
| B水準の指定要件 | | |
| 医療機能が以下（1）～（4）の種類のいずれかに該当すること | | |
| （1）三次救急医療機関 | 第7期岐阜県保健医療計画において、三次救急医療機関に位置付けられていることを確認 | ○ |
| （2）以下ア～ウのいずれをも満たしている医療機関 | | ○ |
| ア 二次救急医療機関 | - | |
| イ 年間救急車受入台数1,000台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数500件以上 ウ 医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている | - | |
| （3）在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 | - | - |
| （4）地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関 | 小児医療の拠点病院、へき地医療拠点病院 | ○ |
| 全水準共通の指定要件 | | |
| 1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること | | |
| （1）当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理（4）策定プロセスにより確認 | ○ |
| （2）次に掲げる事項が全て記載されていること | | |
| ア 医師の労働時間の状況 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理（1）労働時間数により令和4年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認 | |
| イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理（1）労働時間数により令和6年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認 | |
| ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理（2）労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認 | |
| エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 | 医師労働時間短縮計画2.労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認 | |
| 2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること | 評価センター評価結果通知書の評価項目番号30、31及び35にて面接指導、4及び25にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認 | ○ |
| 3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと | 労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認 | ○ |
| 4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない | 評価センターからの評価結果通知書により確認 | ○ |

医療勤務環境評価センターによる評価結果

【全体評価】

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。

【指摘事項・助言等】

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組としてタスク・シフト/シェアなどの計画が十分にされている。医師の労働時間短縮に向けて、引き続き改善に向けての取組が必要である。

3. 岐阜県立多治見病院

| 指定要件 | 県確認欄 | |
|--|--|---|
| B水準の指定要件 | | |
| 医療機能が以下(1)～(4)の種類のいずれかに該当すること | | |
| (1) 三次救急医療機関 | 第7期岐阜県保健医療計画において、三次救急医療機関に位置付けられていることを確認 ○ | |
| (2) 以下ア～ウのいずれをも満たしている医療機関 | ○ | |
| ア 二次救急医療機関 | | - |
| イ 年間救急車受入台数1,000台以上又は年間夜間・休日・時間外入院件数500件以上 | | - |
| ウ 医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている | | - |
| (3) 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 | - | |
| (4) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関 | - | |
| 全水準共通の指定要件 | | |
| 1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること | | |
| (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(4)策定プロセスにより確認 | |
| (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること | | |
| ア 医師の労働時間の状況 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(1)労働時間数により令和4年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認 | |
| イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(1)労働時間数により令和6年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認 | |
| ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(2)労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認 | |
| エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 | 医師労働時間短縮計画2.労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認 | |
| 2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること | 評価センター評価結果通知書の評価項目番号30、31及び35にて面接指導、4及び25にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認 ○ | |
| 3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと | 労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認 ○ | |
| 4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない | 評価センターからの評価結果通知書により確認 ○ | |

医療勤務環境評価センターによる評価結果

【全体評価】

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。

【指摘事項・助言等】

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の勤務環境改善への取組は行われているが、労働時間短縮に向けた研修の実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。

4. 松波総合病院

| 指定要件 | 県確認欄 | |
|--|---|---|
| B水準の指定要件 | | |
| 医療機能が以下(1)～(4)の類型のいずれかに該当すること | | |
| (1) 三次救急医療機関 | - | - |
| (2) 以下ア～ウのいずれをも満たしている医療機関 | | |
| ア 二次救急医療機関 | 第7期岐阜県保健医療計画において、二次救急医療機関に位置付けられていることを確認 | |
| イ 年間救急車受入台数1,000台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数500件以上 | 外来機能報告により年間救急車受入台数1,000台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数500件以上であることを確認 | ○ |
| ウ 医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている | 第7期岐阜県保健医療計画において、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療の確保のために必要な役割があることを確認した。 | ○ |
| (3) 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 | - | - |
| (4) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関 | - | - |
| 全水準共通の指定要件 | | |
| 1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること | | |
| (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(4)策定プロセスにより確認 | |
| (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること | | |
| ア 医師の労働時間の状況 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(1)労働時間数により令和4年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認 | |
| イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(1)労働時間数により令和6年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認 | ○ |
| ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(2)労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認 | |
| エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 | 医師労働時間短縮計画2.労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認 | |
| 2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること | 評価センター評価結果通知書の評価項目番号30、31及び35にて面接指導、4及び25にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認 | ○ |
| 3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと | 労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認 | ○ |
| 4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない | 評価センターからの評価結果通知書により確認 | ○ |

医療勤務環境評価センターによる評価結果

【全体評価】

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。

【指摘事項・助言等】

労働関係法及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組は行われている。医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けた取組が望まれる。

5. 岐阜市民病院

| 指定要件 | 県確認欄 |
|--|--|
| B水準の指定要件 | |
| 医療機能が以下(1)～(4)の種類のいずれかに該当すること | |
| (1) 三次救急医療機関 | - |
| (2) 以下ア～ウのいずれをも満たしている医療機関 | |
| ア 二次救急医療機関 | 第7期岐阜県保健医療計画において、二次救急医療機関に位置付けられていることを確認 |
| イ 年間救急車受入台数1,000台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数500件以上 | 外来機能報告により年間救急車受入台数1,000台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数500件以上であることを確認 |
| ウ 医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている | 第7期岐阜県保健医療計画において、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、救急医療、災害医療、周産期医療の確保のために必要な役割があることを確認した。 |
| (3) 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 | - |
| (4) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関 | - |
| 全水準共通の指定要件 | |
| 1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること | |
| (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(4)策定プロセスにより確認 |
| (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること | |
| ア 医師の労働時間の状況 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(1)労働時間数により令和4年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認 |
| イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(1)労働時間数により令和6年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認 |
| ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(2)労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認 |
| エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 | 医師労働時間短縮計画2.労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認 |
| 2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること | 評価センター評価結果通知書の評価項目番号30、31及び35にて面接指導、4及び25にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認 |
| 3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと | 労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認 |
| 4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない | 評価センターからの評価結果通知書により確認 |

医療勤務環境評価センターによる評価結果

【全体評価】

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。

【指摘事項・助言等】

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の構築や労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト/シェアへの対応がなされているが、労働時間短縮に向けた研修に取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、引き続き改善に向けた取組が望まれる。

6. 大垣徳洲会病院

| 指定要件 | 県確認欄 | |
|--|--|---|
| B水準の指定要件 | | |
| 医療機能が以下(1)～(4)の種類のいずれかに該当すること | | |
| (1) 三次救急医療機関 | - | - |
| (2) 以下ア～ウのいずれをも満たしている医療機関 | | |
| ア 二次救急医療機関 | 第7期岐阜県保健医療計画において、二次救急医療機関に位置付けられていることを確認 | |
| イ 年間救急車受入台数1,000台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数500件以上 | 外来機能報告により年間救急車受入台数1,000台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数500件以上であることを確認 | ○ |
| ウ 医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている | 第7期岐阜県保健医療計画において、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、救急医療、災害医療の確保のために必要な役割があることを確認した。 | ○ |
| (3) 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 | - | - |
| (4) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関 | - | - |
| 全水準共通の指定要件 | | |
| 1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること | | |
| (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(4)策定プロセスにより確認 | |
| (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること | | |
| ア 医師の労働時間の状況 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(1)労働時間数により令和4年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認 | |
| イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(1)労働時間数により令和6年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認 | ○ |
| ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(2)労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認 | |
| エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 | 医師労働時間短縮計画2.労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認 | |
| 2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること | 評価センター評価結果通知書の評価項目番号30、31及び35にて面接指導、4及び25にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認 | ○ |
| 3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと | 労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認 | ○ |
| 4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない | 評価センターからの評価結果通知書により確認 | ○ |

医療勤務環境評価センターによる評価結果

| |
|--|
| <p>【全体評価】</p> <p>医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。</p> <p>【指摘事項・助言等】</p> <p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、具体的の方針、運用方法が示され、イントラネットにより全員が確認できることなど取組体制が構築されている。医師の労働時間短縮に向けて、引き続き改善に向けての取組が必要である。</p> |
|--|

7. 東海中央病院

| 指定要件 | 県確認欄 |
|--|--|
| B水準の指定要件 | |
| 医療機能が以下(1)～(4)の種類のいずれかに該当すること | |
| (1) 三次救急医療機関 | - |
| (2) 以下ア～ウのいずれをも満たしている医療機関 | |
| ア 二次救急医療機関 | 第7期岐阜県保健医療計画において、二次救急医療機関に位置付けられていることを確認 |
| イ 年間救急車受入台数1,000台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数500件以上 | 外来機能報告により年間救急車受入台数1,000台以上又は年間で夜間・休日・時間外入院件数500件以上であることを確認 |
| ウ 医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられている | 第7期岐阜県保健医療計画において、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、救急医療の確保のために必要な役割があることを確認した。 |
| (3) 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 | - |
| (4) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関 | - |
| 全水準共通の指定要件 | |
| 1. 労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること | |
| (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(4)策定プロセスにより確認 |
| (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること | |
| ア 医師の労働時間の状況 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(1)労働時間数により令和4年度の時間外・休日労働時間数が記載されていることを確認 |
| イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(1)労働時間数により令和6年度及び計画終了年度の時間外・休日労働時間数の目標が記載されていることを確認 |
| ウ 医師の労務管理及び健康管理に関する事項 | 医師労働時間短縮計画1.労働時間と組織管理(2)労務管理・健康管理により労働時間の管理方法や面接指導の実施体制等について記載されていることを確認 |
| エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 | 医師労働時間短縮計画2.労働時間短縮に向けた取組にタスクシフトや医師の業務見直しに関する取組が記載されていることを確認 |
| 2. 医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること | 評価センター評価結果通知書の評価項目番号30、31及び35にて面接指導、4及び25にて休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていることを確認 |
| 3. 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと | 労働関係法令の重大・悪質な違反がないことを誓約書により確認 |
| 4. 知事は、指定をするに当たっては、評価センターの評価結果を踏まえなければならない | 評価センターからの評価結果通知書により確認 |

医療勤務環境評価センターによる評価結果

【全体評価】

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。

【指摘事項・助言等】

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や医師の労働時間短縮に向けた取組として、適切な労務管理体制は構築されているが、計画段階の項目が見受けられることから早期実施に向けて取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県からの必要な支援を講じられたい。